

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県警察署協議会条例	公 布 日	平成13年3月27日
条例番号	平成13年三重県条例第5号	直 近 改 正 日	平成17年12月27日
所管部局課	警察本部警務部総務課	電 話 番 号	059-222-0110(1911)
条例の概要	警察法第53条の2第4項の規定に基づいて、警察署協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	委任型
視 点	項 目	回 答	検 討 内 容
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	警察署協議会は、警察署長の諮問機関として、警察署の業務運営に地域住民の意向を反映させることを目的とするものであり、現在も妥当性を有する。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	警察署協議会は、警察署の業務運営に地域住民の意向を反映させるための機関として、その委員は、幅広い分野の地域住民の中から公安委員会が委嘱するものであり、今後も公的な関与が必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例の規定に基づいて事務を行っている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	警察法第53条の2第4項の規定に基づき、条例で定めることが必要である。
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	警察法第53条の2第4項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	警察署協議会の運営、委員の委嘱等は、条例に基づいて行われており、実務上、食い違いはない。
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的を実現するための直接手段となっている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	警察法第53条の2第4項により、警察署協議会の設置、委員定数、任期等を条例で定めているものであり、一部でも廃止した場合、警察署協議会の運営、委員の委嘱等に支障が生じる。
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	警察署協議会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職地方公務員として、特別職に関する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき報酬等を支給している。 警察署協議会は、住民の意見を警察行政に反映させるため警察署ごとに置く機関であり、幅広い分野から選ばれた委員を通じ、地域住民等の声が警察行政に反映されており、その効果を県民全体が享受し、県民全体の利益となることから、効果とコストの配分は適正であると考える。

	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない 現在の規定は、要件のいずれも満たし、改正の必要がないと考える		無	無